

災害時における物資の供給協力に関する協定（大型店連絡協議会）

災害時における物資の供給協力に関する協定書

この協定は、習志野市内に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について習志野市（以下「甲」という。）と習志野商工会議所大型店連絡協議会（以下「乙」という。）との間において、物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 1 条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し、物資の供給協力を要請することができる。

（協力の実施）

第 2 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは物資の優先的供給に努めるものとする。

（供給手続）

第 3 条 甲は、災害時に乙に対し物資の供給協力を受けようとするときは、災害時物資供給協力要請書により乙の会員に直接要請できるものとする。ただし、要請書による要請の手続きをすいとまがないときは、電話等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第 4 条 前条の規定により要請を受けた乙の会員は、甲に対し、直ちに災害の発生する直前時における適正価格で優先的に物資を供給するものとする。

（支払い）

第 5 条 甲は、乙が前条の規定により物資の供給を行った場合は乙の請求に基づきその代金を支払うものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の適用）

第 7 条 この協定は、平成 8 年 5 月 8 日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 5 月 8 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号

習志野市

習志野市長 荒木 勇

乙 習志野市津田沼 5 丁目 12 番 12 号

サンロード津田沼 5 階

習志野商工会議所大型店連絡協議会

会 長 小林 正 人

災害時における物資の供給協力に関する協定（商店会連合会）

災害時における物資の供給協力に関する協定書

この協定は、習志野市内に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、その供給について習志野市（以下「甲」という。）と習志野市商店会連合会（以下「乙」という。）との間において、物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 1 条 甲は、災害時に物資を必要とするときは、乙に対し、物資の供給協力を要請することができる。

（協力の実施）

第 2 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは物資の優先的供給に努めるものとする。

（供給手続）

第 3 条 甲は、災害時に乙に対し物資の供給協力を受けようとするときは、災害時物資供給協力要請書により乙の会員に直接要請できるものとする。ただし、要請書による要請の手続きをすいとまがないときは、電話等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第 4 条 前条の規定により要請を受けた乙の会員は、甲に対し、直ちに災害の発生する直前時における適正価格で優先的に物資を供給するものとする。

（支払い）

第 5 条 甲は、乙が前条の規定により物資の供給を行った場合は乙の請求に基づきその代金を支払うものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の適用）

第 7 条 この協定は、平成 8 年 5 月 8 日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 8 年 5 月 8 日

甲 習志野市鷺沼 1 丁目 1 番 1 号

習志野市

習志野市長 荒木 勇

乙 習志野市津田沼 5 丁目 12 番 12 号

サンロード津田沼 5 階

習志野市商店会連合会

会 長 高橋 謙 二

災害時における物資の供給協力に関する協定（イオン株式会社）

災害時における物資の供給協力に関する協定書

習志野市（以下「甲」という。）とイオン株式会社ジャスコ津田沼店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、習志野市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲の要請に応じ、乙が応急措置のための物資の供給に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合、乙に対し、物資の供給協力を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは物資の優先的供給に努めるものとする。

（履行義務の免除）

第4条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（供給手続）

第5条 甲は、災害時に乙に対し物資の供給協力を受けようとするときは、災害時物資供給協力要請書により乙に要請するものとする。ただし、要請書による要請の手続きをするいとまがないときは、電話等により要請し、事後遅滞なく乙に要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 乙は前条の規定により要請を受けた場合、甲に対し、直ちに災害の発生する直前時における適正価格で優先的に物資を供給するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が前条の規定により物資の供給を行った場合は、乙の請求に基づきその代金を支払うものとする。

（連絡先等確認）

第8条 物資の要請及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期間）

第10条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

甲 習志野市鷺沼1丁目1番1号

習志野市

習志野市長

荒木 勇

乙 千葉県習志野市津田沼1丁目23番1号

イオン株式会社

ジャスコ津田沼店店長 三木 一 範